

ご存じですか 秋田県 特別栽培農産物

◎特別栽培農産物とは…

堆肥や有機質肥料を使用した土づくりやきめ
細かな管理により、農産物に病気や虫が出にく
い環境を整えることで、農薬や化学肥料の使用
を一般的な栽培の半分以下に抑えて作った

「こだわりの農産物」です



秋田県
特別栽培農産物



秋田県認定機関
(公社)秋田県農業公社



👉 こちらのマークが目印です

認証基準を満たした
農産物であることを
県が認めた印です

お問い合わせ先

公益社団法人秋田県農業公社

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2

電話 018-893-6212 FAX 018-895-7210

認証制度のしくみ

生産者は、認証機関に認証申請を行い、基準に基づいた農産物の栽培管理とその記帳を行います。
 認証機関は、認証申請に基づき、栽培ほ場や栽培管理、記録の状況などについて現地検査を行い、基準を満たしている農産物を認証し、認証票を交付します。

そして、認証を受けた農産物には認証票を貼付し、認証を受けた旨を表示して出荷・販売します。

1 認証申請(生産者)

認証機関へ申請します。



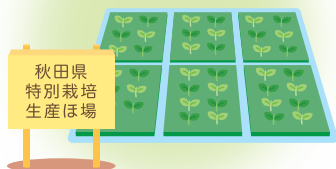
2 審査・栽培計画承認

申請内容や、ほ場を審査し、計画を認証します。



3 栽培

栽培計画に基づき栽培を行います。



秋田県
(認証機関を認定します)



県の認定を受けた
認証機関(秋田県農業公社)



4 現地検査

認証機関が現地検査を行い、栽培管理状況等をチェックします。



7 消費者へ



6 表示・出荷

認証された農産物に認証票を貼付し、表示・出荷します。



5 判定・認証

現地検査等の結果を基に、認証基準を満たすか判定し、認証します。併せて認証票を交付します。



マークは4種類 農薬と肥料の部分が ちがいます		農薬	
		不使用	半分以上
化学肥料	不使用		
	半分以上		

認証を受けた農産物の例

- | | | |
|--------|--------|-----|
| 米 | りんご | |
| 大豆 | ぶどう | |
| アスパラガス | キャベツ | |
| こまつな | ほうれんそう | |
| チンゲンサイ | パセリ | |
| ブロッコリー | しどけ | |
| きゅうり | すいか | トマト |
| なす | ピーマン | オクラ |
| | かぼちゃ | |
| えだまめ | にんにく | |
| じゃがいも | やまのいも | |
| さといも | きくいも | |

※対象となる農産物は他にもたくさんあります